「未来志向型の取引慣行に向けて」に係る自主行動計画のフォローアップ調査

回答送付先: <u>E-mail:research@jisa.or.jp</u> 回答期限: 令和 7 年 11 月 19 日(水)

対象取引:調査の対象となる事業者間取引(B to B取引)は、中小企業との取引です。(大企業同士の取引は対象になりませんので御留意ください。)

なお、<u>下請代金支払遅延等防止法の対象となる取引に限らず</u>、継続的な納入・役務の提供等の売買取引等、 販売先が優越的な地位になり得る取引を幅広く対象としております。※記入要領参照

- ※調査対象時期:本調査は**令和7年10月1日時点**での状況につきお尋ねします。
- ※設問の構成は、「基礎情報」「事業者調査票」です。【発注者の立場】の取引状況をご回答ください。

I. 基礎情報		
	も近いものをお答えください。 【単一回答	1
	・つ近いつのでの音へへたてい。 <u>▼平 回音</u> 3(1 次下請) → 貴社(2 次下請) → 企業 C(3 次下	
	3 2 次下請 4 3 次下請 5 4 次以	_
		場合により変動する
		物口により反動する
② 貴社の資本金をお答えください(貴社単独での資本金額)。 <u>【単一回答】</u>	
1 11,000 万円以下	2 1,000 万円超 5,000 万円以下	3─5,000 万円超1億円以下
4 1 億円超 3 億円以下	5 3 億円超 10 億円以下	6 10 億円超
	·	
③ 貴社の従業員数をお答えください	い(貴社単独での従業員数)。 【単一回答】	
1□5人以下	25 人超 20 人以下	3 20 人超 50 人以下
4 50 人超 100 人以下	5 100 人超 300 人以下	6 300 人超
④ 貴社の業種をお答えください。【」	単一回答】	
<u> </u>	<u>ーーー</u> も多い業種を1つ選んでください。	
1 建設業(ハウスメーカー)	2 建設業(ハウスメーカー以外)	3 食品製造業
4 繊維業	5 建材・住宅設備業	6 パルプ・紙・紙加工品製造業
7 □ 印刷業	8 製薬産業	9 化学産業(製薬産業以外)
10 鉄鋼業	11 非鉄金属製造業	12 金属製品製造業
13 機械製造業	14 医療機器,介護·福祉用具製造業	15 電機・情報通信機器製造業
16	17 造船業	18 航空宇宙工業
19 その他の製造業	20 電気・ガス・熱供給・水道業	21 通信業
22 放送コンテンツ業	23 映像・音声・文字情報制作業	24情報サービス・ソフトウェア業
25 トラック運送業	26 運輸業, 郵便業(トラック運送業以外)	27 卸売業
28 小売業	29 物品賃貸業	30 不動産管理業
31 専門・技術サービス業	32 広告業	33宿泊業
34 飲食サービス業	35生活関連サービス業	36 自動車整備業
37 警備業	38 その他のサービス業	39 その他(上記以外)()
	る以下の法令や取り組み等について御	
│ 1 │ │	2下請中小企業振興法	3 業界毎の下請ガイドライン
(下請法)※令和8年1月より「製造委託等 係る中小受託事業者に対する代金の支払		
遅延等の防止に関する法律」に改名	1 正未版八四二一或日	
4 業界団体の自主行動計画	5 価格交渉促進月間(3月・9月)	6 パートナーシップ構築宣言
7 労務費の適切な転嫁のための		9 中小企業者に関する国等の
格交渉に関する指針(労務費指針)	化等に関する法律フリーランス法)	契約の基本方針
10 JISA 会長レター(情報サービ)	ス産業における適正な人的資本価値の写	現及び労務費等の適正な転嫁に向

けたお願い(令和6年6月、令和7年1月)

<事業者調査票>

貴社が発注者の立場にある取引の状況についてお答えください。

Т	<i>4</i> 4 1	生	/坐:汁	生い	性和
Ι	エハ	. 兀(発注	兀"	月羊収

<u> 貢在とBtoB 取引の</u>	りある中小企業との乳	8月を窓頭にお答えく	<u>ださい。</u>			
設問1 . 貴社が常時取引している仕入先(発注先)の数をお答えください。 【数値回答】						
貴社と BtoB 取引	のある中小企業で常時	取引をしている仕入先(発注先)数			
<u>全</u>	<u></u>					
				,		
	5先)との取引に係る内容	《納期、支払条件、仕様	等)に契約書等の書面し	は存在しますか。		
<u>【単一回答】</u> 						
1 全ての取引先との	O間で存在する 2_-	部の取引先との間で存在す	する 3 存在しない	4 分からない		
	日11よ1、11 7 年/3%な	4.7.1				
	最も大きい仕入先(発注					
1□同じ業種	2	意う業種	3 □分からなし	1		
Ⅱ. 価格決定方	法					
	ム Dある中小企業との取	カミス会商にもダラノ	ださい			
貝性で 5005 状力で	<u> 7000 〒 17 正未こいも</u>	メコで心場にの百ん\	1-00.			
乳眼 4 0005 左帝/-	:適用する単価の決定・c	5克仁女夫(1) 取引大 <u>行</u>	34.1 生(発注生)しのせ	詳の中体化につい		
		又たにのだり、取りで1丁	7年人元(発注元)との版	協議の美胞仏流につい		
てお答えください		• • • • • • • • • • • • • • • • • • •		- A / I h = + 1 . 4. 1.		
1 全ての仕入先		3□一部の仕入先	4□あまり協議しな	5 全く協議しなか		
(発注先)と協議した	注先)と協議した	(発注先)と協議した	かった	った		
(100%) →設問 5 ヘ	(99~81%) → 設問 5 へ	(80~41%) →設問 5 ヘ	(40~1%)	(0%) →設問 6 へ		
一一説向りへ	一改同りへ	一改向りへ	→ <u>設問 6 へ</u>	一		
設問5. 設問4で「1	: 全ての仕入先と協議し	た(100%) いて2:多くの仕	入先と協議した(99~81	%) (「3: 一部の仕入先		
	41%)」と回答した方にお信		775 C D D D D D D D D D D D D D D D D D D	1073 or Hisot Imp 430		
	この協議について、貴社		らから申入れを行う場	合が多かったですか。		
【単一回答】	C					
1 十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	2□仕	入先(発注先)	3□双方			

設問6. <u>直近1年間の各仕入先(発注先)との取引について、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する</u> 指針」に記載される各項目をどの程度遵守出来ているかをお答えください。

【各項目単一回答】

① 労務費の価格交渉について経営トップが関与している						
1 対応できている		2□対応できていない				
② 仕入先(発注先)と定期的に労務費の価格	格転嫁につ	いて協議の)場を設けている			
1 □全てについて対 2 □ 概ね対応できて 応できている(100%) いる(99~81%)	3 一一部対いる(80~4	対応できて 1%)	4□あまり対応でき ていない(40~1%)	5□対応できていな い(0%)		
③ 仕入先(発注先)に労務費の価格転嫁にる	関する資料	料や説明を対	求める場合は、公表資料	料を用いるよう依頼す		
1□対応できている		2 対応で	きていない			
④ サプライチェーン全体での適正な価格転	嫁を行うこ	とを意識して	て、要請額の妥当性を	判断する		
1□対応できている		2 対応で	きていない			
⑤ 仕入先(発注先)から労務費の上昇を理	由に取引価	格の引上に	げを求められた場合、協	議のテーブルにつく		
1 全てについて対 2 概ね対応できて 応できている(100%) いる(99∼81%)	3 一一部対いる(80~4	対応できて 1%)	4□あまり対応でき ていない(40~1%)	5 <u>対応できていない(0%)</u>		
⑥ 必要に応じて仕入先(発注先)に労務費_	上昇分の価	格転嫁に関	関する考え方を提示する			
1□対応できている		2 対応で	きていない			
⑦ 定期的に仕入先(発注先)とコミュニケー	ションをとる)				
1 全てについて対 2 概ね対応できて 応できている(100%) いる(99~81%)	3 <u></u> 一部対 いる(80~4		4□あまり対応でき ていない(40~1%)	5□対応できていな い(0%)		
⑧ 価格交渉の記録を作成し、貴社と仕入り	先(発注先)の	の双方で保守	管する			
1 全てについて対 2 概ね対応できて 応できている(100%) いる(99~81%)	3 一一部対いる(80~4		4□あまり対応でき ていない(40~1%)	5□対応できていな い(0%)		
⑨ その他(自由記載)						

		も大きい仕入先(発			
定・改定にあ <i>†</i> ださい。【 各項		E)の各コスト増加分	をどの程度反映で	きましたか。貴社の)御認識をお答えく
	ロー・ロー/ 変動の価格反映状況	 況			
1 全て反映した (100%)	2 概ね反映した (99~81%)	3 一部反映した (80~41%)	4 あまり反映しな かった(40~1%)	5 反映しなかった (0%)	6 減額した (マイナス)
		、人手不足への対処	,	· ·	
1 全て反映した	2 概ね反映した	3 一部反映した	4 あまり反映しな	5 反映しなかった	6 減額した
(100%)	(99~81%)	(80~41%)	かった(40~1%)	(0%)	(マイナス)
③ 原材料価格の	変動の価格反映状	弋 況			
1 全て反映した	2 概ね反映した	3 一部反映した	4◯あまり反映しな	5 反映しなかった	6 減額した
(100%)	(99~81%)	(80~41%)	かった(40~1%)	(0%)	(マイナス)
④ エネルギー価	格の変動の価格反	映状況			
1 全て反映した	2 概ね反映した	3 一部反映した	4_あまり反映しな	5 反映しなかった	6 減額した
(100%)	(99~81%)	(80~41%)	かった(40~1%)	(0%)	(マイナス)
-		士入先(発注先)との 払代金の割り戻しを			
	 ことがある →設問 9) ^	2 減額要請した。	ことはない→ <u>Ⅳ</u> . 支	払い条件へ
 設問9. <u>設問8で「1: 減額要請したことがある」と回答した方にお伺いします。</u> 歩引きやリベート等の減額要請を行うにあたり、仕入先(発注先)のために実施した行為についてあてはまるものをお答えください。【複数回答可】 1 発注量を増加する等、別の形で適正なコストを負担した 2 書面等により合理的な説明を行った 3 仕入先(発注先)と十分協議を行った 4 何も実施していない 					
5 その他()		

Ⅳ. 支払い条件

貴社とBtoB 取引のある中小企業との取引を念頭にお答えください。

■支払い手段に関する質問

設問10.	直近 1	年間で国	2引金額2	が最も大	きい仕	入先(多	羌注先)	との取引に	ついて、	現金払い	(製品等の	受領日#	から
		^ _				F ***							

		でい。 <u>【単一凹骨】</u>		
1 全て現金払い(100%)	2 型	見金は 50%以上	3 □現金は 30~	~50%未満
→ <u>V. 知的財産等への対</u>	<u>応へ</u> →設制	問 11 へ	→設問 11 へ	
4□現金は10~30%未満	5	見金は 10%未満	6 全て手形等	の支払い(現金 0%)
→設問 11 へ	→設制	問 11 へ	→設問 11 へ	
設問11. <u>設問 10 で「1: 全</u> 現金以外の支払いで最				
		一括決済方式	4 期日現金(製品等	の受 5 その他
		(ファクタリング)	領日から60日超)	()
サイトはどれくらいです	東手形・電子債権 ⁻ か。 <u>【単一回答】</u>	・一括決済方式(ファク	タリング)のいずれか)で	『支払う場合*、手形等の
*発注金額により支払条件				
1 30 日(1 ヶ月)以内	260	日(2ヶ月)以内	3 60 日(2	ケ月)超
その他の支払手段	日以降に、支払手付けで施行される (電子債権やファク	F段として約束手形の 下請法の改正法におし	川用が認められない事で いて、対象取引において	を御存知ですか。 「手形払を禁止し、また、 金相当額を得ることが困
貴社は 2026 年 1 月 1 【 単一回答】 *2026 年 1 月 1 日	日以降に、支払手付けで施行される (電子債権やファク	F段として約束手形の和 下請法の改正法におし クタリング等)について・	利用が認められない事ない。 いて、対象取引において	「手形払を禁止し、また、
貴社は 2026 年 1 月 1 【単一回答】 *2026 年 1 月 1 日 行 その他の支払手段 難なものは禁止され	日以降に、支払手付けで施行される(電子債権やファクルます。	F段として約束手形の₹ 下請法の改正法におし クタリング等)について= 2□知ら	利用が認められない事でで、対象取引において も、支払期日までに代金 なかった ついて、最も多いと考え	「手形払を禁止し、また、 金相当額を得ることが困
貴社は 2026 年 1 月 1 【単一回答】 *2026 年 1 月 1 日代 その他の支払手段 難なものは禁止され 1 知っている 設問14. 2026 年 1 月 1 日 えください。【単一回答 1 現金(製品等の受領 日から 60 日以内の現金	日以降に、支払手付けで施行される (電子債権やファクルます。 以降に発注する即	F段として約束手形の利 下請法の改正法におい クタリング等)についてデ 2 知ら 取引の代金の支払いに	利用が認められない事でで、対象取引において も、支払期日までに代金 なかった こついて、最も多いと考え	を手形払を禁止し、また、 金相当額を得ることが困 えられる支払方法をお答
貴社は 2026 年 1 月 1 【単一回答】 *2026 年 1 月 1 日代をの他の支払手段難なものは禁止され 1 □知っている 設問14. 2026 年 1 月 1 日えください。【単一回答 1 □現金(製品等の受領	日以降に、支払手付けで施行される (電子債権やファクルます。 以降に発注する即	F段として約束手形の和 下請法の改正法においた。 ウタリング等)について 2 知ら 取引の代金の支払いに 3 一括決済方式	利用が認められない事でで、対象取引において も、支払期日までに代金 なかった ついて、最も多いと考え	を手形払を禁止し、また、 金相当額を得ることが困 えられる支払方法をお答
貴社は 2026 年 1 月 1 【単一回答】 *2026 年 1 月 1 日代 その他の支払手段 難なものは禁止され 1 知っている 設問14. 2026 年 1 月 1 日 えください。【単一回答 1 現金(製品等の受領 日から 60 日以内の現金 払) 設問15. 設問 14 で「1: 現 します。 取引代金を手形等(約3 サイトはどれくらいと考	日以降に、支払手付けで施行される (電子債権やファクロます。 以降に発注する理 】 2 電子債権 金(期日現金(製品 東手形・電子債権 えられますか。【単	下請法の改正法においてを 下請法の改正法においてを クタリング等)についてを 2 知ら 取引の代金の支払いに 3 一括決済方式 (ファクタリング) ・一括決済方式(ファクを ・一括決済方式(ファクを ・一括決済方式(ファクを)	利用が認められない事でで、対象取引においても、支払期日までに代金なかった ついて、最も多いと考える 4 での他 ()	「手形払を禁止し、また、 会相当額を得ることが困 えられる支払方法をお答 「多」分からない 「を回答した方にお伺い」 「支払う場合*、手形等の
貴社は 2026 年 1 月 1 【単一回答】 *2026 年 1 月 1 日代をの他の支払手段難なものは禁止され 1 知っている 設問14. 2026 年 1 月 1 日えください。【単一回答】 1 現金(製品等の受領日から 60 日以内の現金払) 設問15. 設問 14 で「1: 現上ます。 取引代金を手形等(約)	日以降に、支払手付けで施行される (電子債権やファクロます。 以降に発注する理 】 2 電子債権 金(期日現金(製品 東手形・電子債権 えられますか。【単	下請法の改正法においてを 下請法の改正法においてを クタリング等)についてを 2 知ら 取引の代金の支払いに 3 一括決済方式 (ファクタリング) ・一括決済方式(ファクを ・一括決済方式(ファクを ・一括決済方式(ファクを)	利用が認められない事でで、対象取引においても、支払期日までに代金なかった ついて、最も多いと考える 4 での他 ()	「手形払を禁止し、また、 会相当額を得ることが困 えられる支払方法をお答 「多」分からない 「を回答した方にお伺い」 「支払う場合*、手形等の

V. 知的財産等への対応 貴社とRtoR 取引のある中小企業との取引を念頭にお答えください

	りのる中小正来とのは			
	マ引先企業のうち、何割マ	程度の企業と知的財産	き*を扱う取引があるか	·お答えください。 <u>【単一</u>
<u>回答】</u>		AN Allowan		
*特許権、될	€用新案権、意匠権、著作権、 	営業秘密(ノウハウ、金型・	投計図・図面等)等	·
1□ 全ての企業と	2 多くの企業と	3□一部の企業と	4□あまり知的財産	5 知的財産等を
知的財産等を扱う	知的財産等を扱う	知的財産等を扱う	等を扱う取引はない	扱う取引はない(0%)
取引がある(100%)	取引がある	取引がある	(40~1 %)	→設問 20 へ
→設問 17 へ	(99~81%)	(80~41%)	→設問 17 へ	
	→設問 17 へ	→設問 17 へ		
	·			
設問17. 設問 16 で、	知的財産等を扱う取引	がある(選択肢 1~4)と	回答した方にお伺いしま	<u>きす。</u>
直近 1 年間で、	知的財産等を含む取引	において適正な取引		 以下、単に「取組」とい
う。)を実施した取	- ス引先企業の割合をお答	えください。【単一回答	;]	
1 全ての企業			<u></u> 4 あまり実施しなか	5 全く実施しなかっ
に実施した(100%)	_		った(40~1%)	t=(0%)
→設問 18 へ			→設問 18 ヘ	→設問 19 へ
EXPLITE T	BXIN TO	BXIN TO	DCIHI TO	<u>DC[H] TO .</u>
= 1.88 + 0 = 1.88 + 7 → 5	第二人取引を中担よ す	とより取組を中性した	/銀行吐 4	·+:-+:/=::: ++
			(選択肢 1~4)と回答し/	<u>こ力にの刊いしまり。</u>
	うな取組を行っているか	お合えく/こさい。 <u>【侵奴</u> [<u> </u>	
	持契約を締結している		***	
	もたって、仕入先(発注先			
			上の秘密を知り得る行為	
	5囲を超えて仕入先(発)	主先)が有するノウハウ	や技術情報の提供を求	さめないように留意して
いる。				
5□工場監査・品質	保証の際には、事前に・	その個所を明示し、その	の目的を達成するために	こ必要な範囲の確認に
とどめている				
6 仕入先(発注先)と	土共同で開発した発明等の	の権利の帰属について、	明示的に協議の上決定	している
7 知的財産に対し	ては適切に対価を支払っ	ている		
8 知的財産権に関	引する紛争の責任や、権	利侵害調査の負担につ	oいて、明示的に協議の	上決定している。
9 その他()	
設問19. 設問 17で「	5: 全く実施しなかった(0	%)」と回答した方にお信	引いします。	
	いない理由をお答えくだ。			
	には、知的財産権等が		こいるため	
			組を行う慣行がないため	<i>h</i>
	別を催じばる と約書書式があり、個別の			-
			いないため 、全社的には浸透してし	ハナご ハナーめ
	-) らかイトノイン・笑: - る意識が全社的には浸		・、エエロルーは方がして	, ・・・ ・ ・
	から明示的に配慮不要		L 11	
	から知的財産に関する	要望か出されていない:	T_Ø)	
8 その他()	

VI. 働き方改革への対応

貴社とBtoB 取引のある中小企業との取引を念頭にお答えください。

	設問20 . 貴社が仕	:入先(発注先)に発え	主を行う際、仕入先	(発注先)の働き方に	こ配慮した発注を行	うっているかお答え
	ください。 <u>【単</u> -	<u>-回答】</u>				
	1─配慮している	2 配慮	していない	3 二その他()	
		った働き方改革に関		、仕入先(発注先)に	二対し影響が生じる	可能性がある項目
	についてお答	えください。 <u>【複数回</u>	<u>答可】</u>			
	*時間外労働の_	上限規制に関する対応	、同一労働同一賃金に	関する対応など		
	1□特に影響はな	?()	2 急な仕様変更	퇸への対応の増加	3∭短納期⁻	での発注の増加
4□検収の遅れ			5 支払決済処理のズレによる入金の遅れ		の遅 6 従業員	派遣を要請
	7 発注業務の拡	大・営業時間の延長	8 祝休日出勤の	の増加	9 その他()
	10□分からない					
	設問22. <u>直近 1 年間で、</u> 貴社が行った働き方改革に関する対応*により、短納期発注や急な仕様変更などを行った場合に貴社が適正なコストを負担した状況をお答えください。 <u>【単一回答】</u> *時間外労働の上限規制に関する対応、同一労働同一賃金に関する対応など					
	1 全ての仕入 先(発注先)につ いて適正コストを 負担した (100%)		3 一部の仕入 先(発注先)につ いて適正コストを 負担した (80~41%)	4□適正コスト の負担はあまり しなかった (40~1%)	5 □ 適正コスト は全く負担しな かった(0%)	6 □短納期発注 や急な仕様変更 などは行ってい ない

Ⅷ. 型取引の適正化

貴社とBtoB取引のある中小企業との取引を念頭にお答えください。

設問23. 仕入先(発注先)との取引における型取引の状況(有無)についてお答えください。

<u>【複数回答可】</u>						
1 ◯ 金型がある	2 木型がある	3 樹脂型な	がある 4[治具がある	5	型取引はない
→設問 24 へ	→設問 24 へ	→設問 24 へ		設問 24 へ	→ <u>Ⅲ. その他</u> へ	
設問24. <u>設問 23 で「5: 型取引はない」"以外"を回答した方にお伺いします。</u> 型取引のある仕入先(発注先)の数は、どの程度ですか。【単一回答】 1 「全ての仕入先(発注先) 2 「多くの仕入先(発注先) 3 「一部の仕入先(発注先) 4 「型取引のある仕入先						
 『型取引がある(100%			で型取引があ		_	は少ない(40~1%)
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	, (0.00 01/0)	(80~41%)	., 0	(プロ/エブロ	71019 010 (10 170)
設問25. <u>設問 23 で「5: 型取引はない」"以外"を回答した方にお伺いします。</u> <u>直近 1 年間の仕入先(発注先)に対する、</u> 型管理における適正化や改善への取組の実施状況をお答えくださ い。【各項目単一回答】						
] 書面等による取	引条件の明確化					
全ての企業に実	2 多くの企業に実	3 一部の企業	に実施 4	あまり実施しなか	5 및	施しなかった(0%)
速した(100%)	施した(99~81%)	<i>L†</i> =(80∼41%)	った	(40 ~ 1%)		
型代金又は型象	製作費の早期の支払い	١				
全ての企業に実	2 多くの企業に実	3 一部の企業	に実施 4	あまり実施しなか	5 美	施しなかった(0%)
 五し <i>た</i> :(100%)	施した(99~81%)	 ∟ <i>†</i> =(80~41%)	った	(40 ~ 1%)		
③ 量産終了後の型	型の保管費用の支払い	١				
全ての企業に実	2 多くの企業に実	3 一部の企業	に実施 4	あまり実施しなか	5 美	施しなかった(0%)
速した(100%)	施した(99~81%)	<i>L†</i> =(80∼41%)	った	(40 ~ 1%)		
① 不要な型の廃棄	要用の支払い					
全ての企業に実	2 多くの企業に実	3 一部の企業	に実施 4	あまり実施しなか	5 및	施しなかった(0%)
もした(100%)	施した(99~81%)	<i>∟†</i> =(80~41%)	った	(40 ~ 1%)		
設問26. <u>設問 23 で「5: 型取引はない」"以外"を回答した方にお伺いします。</u> 取引金額が最も大きい仕入先(発注先)との間で、「型」の所有権は誰が有しているかをお答えください。最も多 いところを一つ選択してください。 <u>【単一回答】</u>						
1 自社	2 仕入先(発注先)	3□不明	4[□その他()	
設問27. <u>設問 25③量産終了後の型の保管費用の支払いで「1: 全ての企業に実施した」"以外"を回答した方にお</u> <u>伺いします。</u> 量産終了後の型の保管期間について最も当てはまるものをお答えください。【単一回答】						
Ⅰ	2 1 年以上~3	年 3 3 年	以上 10 年	4 10 年以	上~15	5 15 年以上
	未満	未満		年未満		

Ⅷ. その他

設問28. 貴社において、社内及びサプライチェーン全体に価格転嫁等の適正取引が浸透するために実施している 普及啓発活動等についてあてはまるもの選択してください。【複数回答可】

	1 下請法や振興基準等を踏まえて、自社の取引について自主点検を行い、社内ルールやマニュアルを整備、見直ししている。
	2─経営トップからの指示で社内で周知している。
	3─社外で開催される下請法等の説明会やセミナー等に社員が参加している。
	4 社内で下請法等に係わる研修、e-learnig 等を定期的に実施している。
	5 仕入先(発注先)が取引に関する相談がしやすいよう、調達部署とは異なる第三者的立場の相談窓口を設置している。
	6 仕入先(発注先)へ下請法等に係わる説明会やセミナーを実施している。
	7 直接の取引関係にある仕入先(発注先)のみならず、さらにその先の仕入先等を含めた、複数の取引段階にある事業者間で協力した取組を行っている。
	8□何も実施していない。
	9 その他()
設問29.	委託先管理ルール(委託先の選定・調達やプロジェクト管理に関するルール・マニュアル等)を策定し運用し
てし	ゝますか。
	1 運用している 2 準備/策定中 3 運用していない
設問30	適切な対価を払わずに契約外・仕様外で委託先に業務を負わせない運用を徹底していますか。
	1□運用している 2□運用していない
設問31.	
な	里由がある場合は別として、不当に多数の事業者に重層的に委託させる取引は自粛するようにしていますか。
	1 □ 自粛している 2 □ 自粛していない